

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

「和を以って尊しと為す」日本人の気質や精神が中国を含め世界から賞賛を浴び、復興の原動力となっけています。この災害が教えてくれたことは自然の恐ろしさばかりでなく、こういう状況下でも日本人の持つ責任感や共同体意識が強く働いていたこととです。また、自分の身より家族や弱者の身を守ろうとする仕事の対する使命感にも感銘を受けました。

日本はこれまでも数々の試練を乗り越えて成長してきました。大丈夫です。今回も痛みを分かち合い、気持ちを一つにすれば乗り越えられます。

私の書棚より

○「未来に逃避する無意識」がある限り、われわれの精神は成長し成熟していかないのです。「いま」「ここ」以外のところを見つめている限り、われわれの心は深まっていかないのです。

○営業という仕事は、単に「商品」を売る仕事ではなく、顧客と名のつく生身の人間の「心」を感じ取る仕事です。

「若きサムライたちへ」
田坂広志・中谷巖著 PHP 研究所

税務アンテナ

□相続財産より明らかに債務が多い場合には相続放棄をすればいいのですが、不明の場合には限定承認が有効です。

相続放棄は単独で行えますが、限定承認は相続人全員で行う必要があり、限定承認をした場合には、税務上は相続財産を時価で譲渡したとみなした準確定申告を相続が発生した日から 4 ヶ月以内に行わなければなりません。ただし、発生した所得税は被相続人の債務に加えられ、相続人に課税義務が生じることはありません。

被相続人の債務の返済に充てるために相続財産を売却する際には、既に時価で譲渡されたことになっているため譲渡益が発生することはほとんどありません。

□平成 23 年度の税制改正では消費税の事業者免税制度の改正が行われています。

前年又は前事業年度の上半期における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、基準期間中の課税売上高が 1,000 万円以下でも納税義務を免除しないこととされています。これは資本金 1,000 万円未満の新設法人は、設立事業年度とその翌事業年度の基準期間がないことから自動的に免税事業者となり、課税事業者が法人成りした場合には、実質的に事業が継続されているのに設立事業年度とその翌事業年度の納税義務が免除されるという問題点を解消するためです。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

4 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 3 月分の源泉所得税の納付 (休日につき 11 日)
15 日	○ 給与所得者異動届出
30 日	○ 公共法人等の住民税均等割 申告 ○ 2 月決算法人の確定申告 ○ 8 月決算法人の中間申告(予 定申告) (休日につき 5 月 2 日)

30 日	○ 5 月、8 月、11 月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき 5 月 2 日) ○ 4 月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 28 日)
------	---

今月の贈る言葉『人生の本舞台は常に将来にあり』 by 尾崎行雄